



平成 30 年 5 月 15 日

各位

会社名	株式会社いなげや
代表者の役職名	代表取締役社長 成瀬 直人 (コード番号 8182 東証1部)
問い合わせ先	取締役IR担当 (兼)グループ財務担当 (兼)管理本部長 今井 厚弘
電話番号	(TEL 042 -537 -5111)

### 株式報酬制度及び株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の取締役（但し、社外取締役を除きます。以下も同様。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」といいます。）並びに関連会社の取締役等（以下、当社及び関連会社を併せて「対象会社」といい、当社取締役等と関連会社取締役等を併せて「対象取締役等」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。これにより、本制度の導入に関する議案を、当社は平成 30 年 6 月 21 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、関連会社は各関連会社の株主総会（当社及び各関連会社の株主総会を併せて、以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたします。

また、当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、対象会社の幹部社員（以下、「対象幹部社員」といいます。）への当社株式等の給付による株式インセンティブ制度（以下、「株式インセンティブ制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、あわせてお知らせします。

#### 記

#### I 役員向け株式報酬制度

##### 1. 本制度導入の目的

本制度は、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入は、対象会社の本株主総会においてご承認いただくことを条件とします。

##### 2. 本制度の内容

###### (1) 概要

本制度は、当社が株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）に対して金銭（その上限は下記(5)のとおりとします。）を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて対象会社の取締役等に対して当社が定める株式給付規程に従って、対象取締役等の役位に応じて当社株式及び金銭を給付する株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式及び金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

## (2) 対象者

当社及び関連会社の取締役等とします。なお、現時点で本制度が適用される関係会社は、以下の4社（注）とします。今後、当社グループに占める戦略的重要性及び取締役等への株式報酬制度の必要性等を勘案のうえ、当社取締役会で追加または変更されることがあります。

（注）株式会社ウェルパーク、株式会社三浦屋、株式会社サビアコーポレーション及び株式会社サンフードジャパンの4社

## (3) 対象期間

2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれの3事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

## (4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で信託を設定して運営いたします。

## (5) 当社が拠出する金員の上限

当社は、当初対象期間において本制度に基づく対象取締役等への給付を行うために株式の取得資金（注）として、合計金75百万円（うち当社の取締役分は金48百万円）を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。当初対象期間中、金75百万円（うち当社の取締役分は金48百万円）の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。なお、当初対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、合計金75百万円（うち当社の取締役分は金48百万円）を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（7）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の給付が未了のものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間において追加拠出できる金銭の上限は、金75百万円（うち当社の取締役分は金48百万円）から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

(注) 当社が本信託に拠出する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合計した金額となります。

(6) 信託による当社株式の取得方法及び取得時期

本信託による当社株式の取得は上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場等から取得する方法を予定しており新株発行は行いません。したがって、当社の発行済株式総数が増加することはなく希薄化が生じることはありません。

(7) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し1ポイントあたり当社株式1株に換算されます。(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

当社が取締役等に付与するポイントの総数は、対象期間ごとに44,000ポイント(うち当社取締役分は28,000ポイント)を上限とします。

(8) 本制度対象者への当社株式等給付

原則として、対象取締役等が退任し、株式給付規程等に定める受益者確定手続きを行うことにより、退任時までに付与されたポイント数に応じた数の株式等を給付します。株式の一部は、源泉徴収税等に充当するため当社株式の時価相当の金銭の給付を受けます。

(9) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(10) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人等に寄附することを予定しております。

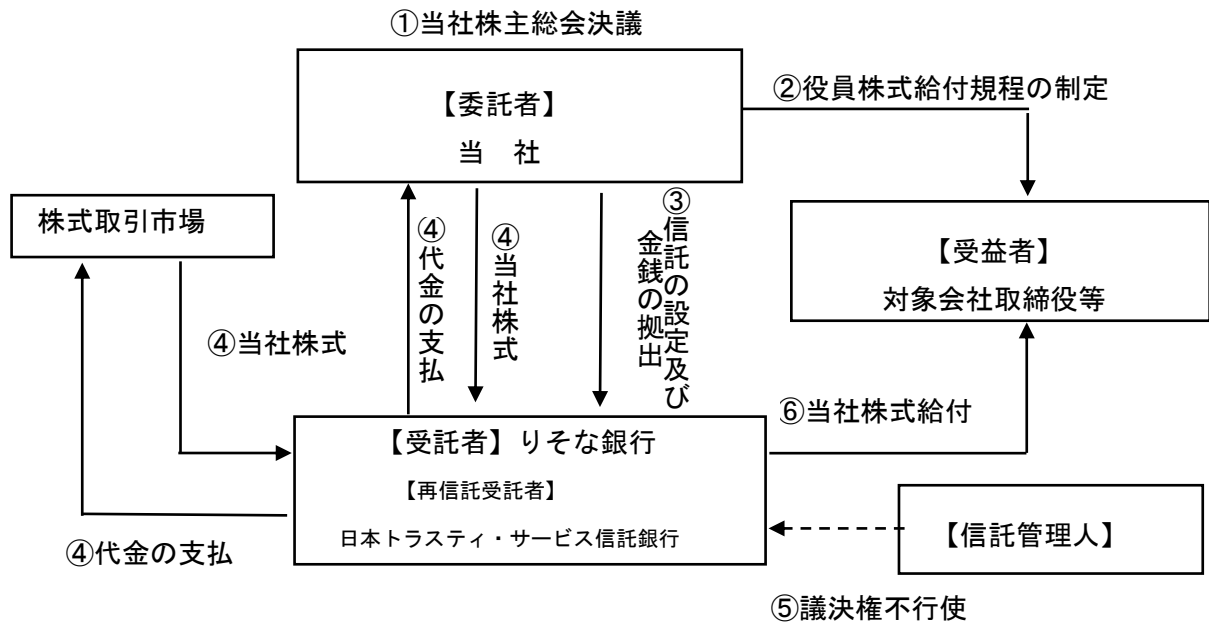
(11) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員報酬に係る株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却する又は公益法人に寄附することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する

本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントに応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄附することを予定しております。

## 本信託の仕組みと概要



- ① 当社は本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場等から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象取締役等の役位に応じて取締役等にポイントが付与されます。退任時等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

### 【本信託の概要】

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 名称        | : 役員向け株式給付信託  |
| (2) 委託者       | : 当社  |
| (3) 受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)                 |
| (4) 受益者       | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者  |
| (5) 信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者   |
| (6) 本信託契約の締結日 | : 平成30年8月1日(予定)   |
| (7) 金銭を信託する日  | : 平成30年8月1日(予定)   |
| (8) 信託の期間     | : 平成30年8月1日(予定)から本信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続) |

## II 幹部社員向け株式インセンティブ制度

### 1. 株式インセンティブ制度導入の目的

株式インセンティブ制度は、対象幹部社員の処遇と当社の株式価値との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、対象幹部社員が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

株価及び業績向上への当社グループの意欲や士気を高めることを目的として、株式インセンティブ制度を導入することといたしました。

### 2. 株式インセンティブ制度の内容

#### (1) 概要

株式インセンティブ制度は、当社が株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託（幹部社員向け）」といいます。）に対して金銭（その上限は下記(5)のとおりとします。）を拠出し、本信託（幹部社員向け）が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託（幹部社員向け）を通じて対象幹部社員に対して当社が定める株式給付規程に従って、対象幹部社員の役位に応じて当社株式及び金銭を給付する株式インセンティブ制度です。なお、対象幹部社員が当社株式及び金銭の給付を受ける時期は、原則として対象会社の退職時となります。

#### (2) 対象者

当社の部長職以上および関連会社の執行役員以上の幹部社員とします。なお、現時点で株式インセンティブ制度が適用される関係会社は、以下の4社（注）とします。今後、当社グループに占める戦略的重要性及び取締役等への株式報酬制度の必要性等を勘案のうえ、当社取締役会で追加または変更されることがあります。

（注）株式会社ウェルパーク、株式会社三浦屋、株式会社サビアコーポレーション及び株式会社サンフードジャパンの4社

#### (3) 対象期間

2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれの3事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

#### (4) 株式インセンティブ制度の運営に伴う信託の設定

当社は、株式インセンティブ制度の運営に当たって、受託者との合意の上で信託を設定して運営いたします。

#### (5) 当社が拠出する金員の上限

当社は、当初対象期間において株式インセンティブ制度に基づく対象幹部社員への給付を行うために株式の取得資金（注）として、合計金75百万円を上限とする金員を拠出し、受益者の

要件を満たす対象幹部社員を受益者とする本信託を設定します。当初対象期間中、金 75 百万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。なお、当初対象期間経過後も株式インセンティブ制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、合計 75 百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象幹部社員に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（7）参照）に相当する当社株式で対象幹部社員に対する株式の給付が未了のものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間において追加拠出できる金銭の上限は、金 75 百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

（注）当社が本信託（幹部社員向け）に拠出する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合計した金額となります。

#### （6） 信託による当社株式の取得方法及び取得時期

本信託（幹部社員向け）による当社株式の取得は上記（5）の本信託（幹部社員向け）へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場等から取得する方法を予定しており新株発行は行いません。したがって、当社の発行済株式総数が増加することはなく希薄化が生じることはございません。

#### （7） 株式インセンティブ制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

対象幹部社員には、各対象期間中の各事業年度における役位に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し 1 ポイントあたり当社株式 1 株に換算されます。（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）

#### （8） 株式インセンティブ制度対象者への当社株式等給付

原則として、対象幹部社員が退職し、株式給付規程等に定める受益者確定手続きを行うことにより、退職時まで付与されたポイント数に応じた数の株式等を給付します。株式の一部は、源泉徴収税等に充当するため当社株式の時価相当の金銭の給付を受けます。

#### （9） 信託内の当社株式の議決権行使

本信託（幹部社員向け）内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、行使しません。

#### （10） 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託（幹部社員向け）内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託（幹部社員向け）が終了する場合において、本信託（幹部社員向け）内に残存する配当金は、その時点で在任する株式インセンティブ

制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人等に寄附することを予定しております。

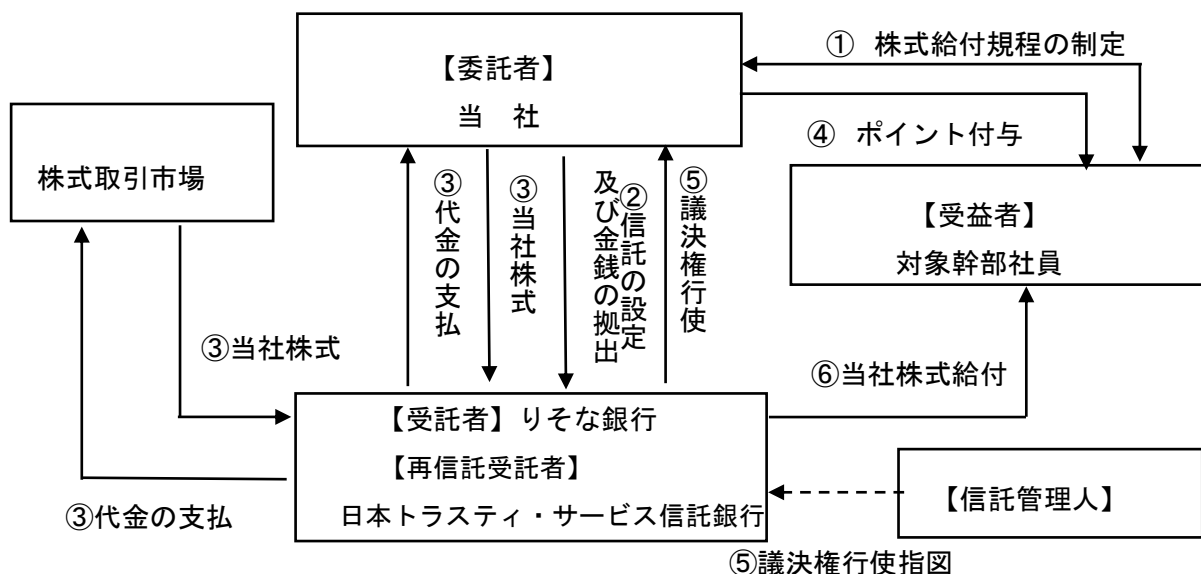
(11) 信託終了時の取扱い

本信託（幹部社員向け）は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託（幹部社員向け）終了時における本信託（幹部社員向け）の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却する又は公益法人に寄附することを予定しております。株式インセンティブ制度終了時における本信託（幹部社員向け）の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する株式インセンティブ制度の対象者に対し、各々の累積ポイントに応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄附することを予定しております。



本信託（幹部社員向け）の仕組みと概要



- ① 当社は株式インセンティブ制度の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定します。
- ② 当社は株式インセンティブ制度の対象者である幹部社員を受益者候補とする信託(本信託(幹部社員向け))を設定します。
- ③ 本信託(幹部社員向け)は、上記②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場等から取得します。
- ④ 「株式給付規程」の定めにより、株式インセンティブ制度の対象幹部社員の役位に応じてポイントが付与されます。
- ⑤ 本信託(幹部社員向け)内の当社株式については、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託(幹部社員向け)は、原則、対象幹部社員が退職時、株式給付規程等に定める一定の受益者要件を満たした場合に、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。  
なお、株式の一部は源泉徴収税等に充当するため株式の時価相当の金銭を給付します。

【本信託（幹部社員向け）の概要】

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行  
(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 幹部社員等のうち、受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社社員
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成30年8月1日(予定)
- (7) 金銭を信託する日 : 平成30年8月1日(予定)
- (8) 信託の期間 : 平成30年8月1日(予定)から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続)

以上